

# ハーグ制度の概要と近年の変容



世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所コンサルタント ヴァンワウ 雅美

## 要 約

2015年に日本が意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を批准してから、7年が経つ。日本が加盟した当初に、ハーグ制度を利用して国際登録された意匠は、国際公表、指定国での登録を経て、既に5年目の更新を行う時期を迎えるものもあり、ハーグ制度に対する理解も一巡したところである。かたやその間、加盟国の増加により、実体審査国が全加盟国に占める割合が増加した。日本の加盟後に、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟した国には、英国、ロシア、カナダ、メキシコ、イスラエル等が挙げられ、今年2022年には、遂に長年加盟準備を続けてきた中国が加盟した。また、幾度かに亘り共通規則の改正も行われた。ハーグ制度を取り巻く環境は、日本が加盟した当初とは、徐々に異なるものになってきている。本稿では、ハーグ制度の基本的なメカニズムを紹介すると共に、日本の加盟以降のハーグ制度の変更点を振り返る。

## 目次

1. はじめに
2. ハーグ制度の仕組み
  - 2.1 一括出願、一括管理
  - 2.2 100までの意匠を1出願に
  - 2.3 ハーグ制度の手数料体系
3. ハーグ制度の流れ
  - 3.1 国際出願
    - (1) 提出官庁と方法
    - (2) 国際出願日
  - 3.2 方式審査
  - 3.3 国際登録
  - 3.4 国際公表
  - 3.5 指定国での保護の付与
    - (1) 意匠の単一性
  - 3.6 更新、登録後管理
4. ハーグ制度の近年の改正点
  - 4.1 制度等改正の変遷—2016年-2022年
5. 加盟国のトピックス—中国
6. ハーグ制度の利用状況
7. オンラインツール
8. おわりに

協定に基づいており、その歴史は1925年に、オランダのデン・ハーグ（Den Haag）において、意匠の国際寄託に関するハーグ協定（Hague Agreement Concerning the International Deposit of Industrial Designs）として作成されたことに遡る。このように、長いハーグ制度自体の歴史の中で、日本が「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」の加盟国となったのは2015年5月13日と、比較的最近の出来事であり、1970年の締結当初から日本が加盟していた特許協力条約（Patent Cooperation Treaty=PCT）に基づくPCT制度と比べると、ハーグ制度に興味を持ちその活用方法を探っている潜在的利用者もまだまだ多い。

ハーグ制度には、数々の改正が重ねられており、各改正協定は、それぞれ別個に独立した協定として成立している。古い時代の改正協定は終了し、新しい改正協定に統一される流れにあり、現在、有効に存続しているのは、1960年ハーグ改正協定、及び1999年ジュネーブ改正協定の2つである。

ジュネーブ改正協定の大きな特徴は、それまで、欧州各国を始めとした無審査国が主な加盟国であったハーグ制度に、実体審査を行う国も参加できるよう、協定そのもの及び付随する規則に改正が加えられたことである。具体的には、各指定国が、国際意匠の保護を拒絶する場合に、拒絶を通報できる期間が6ヶ月であったのが、12ヶ月まで延長することが可能になっ

## 1. はじめに

ハーグ制度は、意匠について、1つの国際出願手続により複数国に同時に申請した場合と同等の効果を得ることができる制度である。意匠の国際登録に関する

た。この改正により、実体審査により多くの時間が確保できるようになり、実体審査国の加盟が促進された。それと共に、ジュネーブ改正協定では、欧州連合知的財産庁（EUIPO）のような政府間機関も締結できるようになり、制度の利便性が一段と向上した。2022年7月現在、ハーグ改正協定のみ加盟国は8ヶ国、ジュネーブ改正協定の加盟国は、2022年7月加盟のモロッコを含めて69ヶ国となった。日本からの出願件数が多い、米国、欧州、中国、韓国、シンガポールは既に加盟しており、また、その他のASEAN諸国も加盟の準備を進めている。ハーグ制度の地理的な拡充は更に広がるものと予想される。

(WIPO ホームページ ハーグ協定加盟国)<sup>(4)</sup>

## 2. ハーグ制度の仕組み

### 2.1 一括出願、一括管理

ハーグ制度の仕組みの大きな特徴の1つは、1つの国際出願（ハーグ出願）を WIPO 国際事務局に提出することで、複数の指定国に対して出願したと同等の効果を得ることにある。ハーグ制度を利用せずに外国において直接出願をする場合には、各国ごとに願書を作成し、各国の言語に翻訳し、各国ごとの図面を準備し、各国の通貨で支払う。出願する国に住所が無ければ、現地の代理人を任命する必要がある場合が多い。一方、ハーグ制度を利用することで、1つの様式、1セットの図面、英語・フランス語・スペイン語から選択した1つの言語、1つの通貨（スイスフラン）で手続きでき、加えて出願時点で現地代理人を任命する必要が無い。ハーグ制度を利用することで、出願にかかるコストと手間を大幅に削減できる。

また、登録後の更新、名義変更等の各種変更も、国際事務局に一括で手続する。更新時期が一度に到来するので期間管理がしやすく、変更手続も安価で簡便に済ませることができる。

ハーグ制度を利用すると、方式審査は一括して国際事務局により行われ、実体審査が行われる場合は各指定国官庁で行われる。また、ハーグ国際登録の国際公表も国際事務局により行われる。

### 2.2 100 までの意匠を 1 出願に

ハーグ制度のもう1つの特徴は、1つの国際出願に、最大 100 までの意匠を含めることができる点である。WIPO が管理する意匠の国際分類であるロカルノ分類

のメインクラスが同一であることが条件である。サブクラスまで同一である必要は無い。

### 2.3 ハーグ制度の手数料体系

国際出願の手数料は、以下構成される。まとめて WIPO 国際事務局にスイスフランで支払う（2022年7月時点）。

- (1) 基本手数料 397 スイスフラン  
2 意匠目以降 1 意匠毎、追加手数料 19 スイスフラン
- (2) 公表手数料  
複製物 1 つにつき 17 スイスフラン  
書面による出願の場合、2 頁目以降 1 頁毎 150 スイスフラン  
(eHague オンライン出願ではかからない。)
- (3) 追加手数料  
意匠の説明が 100 単語を超える場合、1 単語毎 2 スイスフラン
- (4) 指定手数料  
指定国の審査レベル及び宣言により以下に分かれる。
  - (4) の 1) 標準指定手数料  
レベル 1 (いかなる実体審査も行わない。) 42 スイスフラン  
(+ 2 意匠目以降 1 意匠毎 2 スイスフラン)  
レベル 2 (新規性を除く実体審査を行う。) 60 スイスフラン  
(+ 2 意匠目以降 1 意匠毎 20 スイスフラン)  
レベル 3 (職権により又は第三者による異議申し立てを受けて、新規性の審査を含む実体審査を行う。) 90 スイスフラン  
(+ 2 意匠目以降 1 意匠毎 50 スイスフラン)
  - (4) の 2) 個別指定手数料 (上記標準指定手数料に代えて、締約国が定める個別の指定手数料の受領を宣言している場合。締約国により異なる。)  
個別指定手数料の金額は、当該指定国の官庁が、同じ数の意匠に対し、同じ期間の保護を付与するために国内出願の出願人から徴収する金額から、国際出願の一括手続きを利用できることに起因する節約分を減じた額を上回ってはならない。
    - (1) 基本手数料、(2) 公表手数料は、WIPO に支払われる手数料で、指定国の数に関わらず、必ず発生する。

（1）国際出願

| 種類   | 概要  | 手数料額                                      |          |
|--|---|---|----------|
| (a) 基本手数料  | 1意匠目  | 397スイスフラン                                 |          |
|  | 2意匠目以降、1意匠ごとに   | 19スイスフラン                                  |          |
| (b) 公表手数料  | 1複製物（図面・写真）ごとに  | 17スイスフラン                                  |          |
|  | （複製物を書面で提出する場合）<br>2ページ目以降、追加ページごとに                     | 150スイスフラン                                 |          |
| (c) 追加手数料  | （意匠の説明が100単語を超えた場合）<br>101単語以降1単語ごとに                    | 2スイスフラン                                   |          |
| (d) 指定手数料  | (i) 標準指定手数料<br>（個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合）       | 適用される締約国及び等級は【ハーグ協定指定手数料一覧表（PDF：190KB）】参照 |          |
|  | 等級1（指定国ごとに）   | 1意匠目                                      | 42スイスフラン |
|  |   | 2意匠目以降、1意匠ごとに                             | 2スイスフラン  |
|  | 等級2（指定国ごとに）   | 1意匠目                                      | 60スイスフラン |
|  |   | 2意匠目以降、1意匠ごとに                             | 20スイスフラン |
|  | 等級3（指定国ごとに）   | 1意匠目                                      | 90スイスフラン |
| 2意匠目以降、1意匠ごとに  |   | 50スイスフラン                                  |          |
| (ii) 個別指定手数料<br>（標準指定手数料に代えて、個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合） | 各締約国が指定した額<br>適用される締約国及び金額は【ハーグ協定指定手数料一覧表（PDF：190KB）】参照 |   |          |

※ (i) 標準指定手数料は、等級1～3があります（共通規則第12規則（1）（b））。個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合、該当する等級の額の納付が必要です。  
 (ii) 個別指定手数料は、標準指定手数料に代えて受領を宣言している締約国を指定する場合に納付が必要です。

図1 ハーグ出願手数料表

（日本国特許庁ウェブページより引用。）<sup>(2)</sup>

(4) 指定手数料は、各指定締約国が徴収する手数料である為、各国官庁により異なる。実体審査を行わない国は、比較的指定手数料が安く、実体審査を行う国は、比較的指定手数料が高い。

また、図面を多く含む出願の場合は、2 頁目以降の追加手数料がかからないオンライン出願を選択すると、費用を安く抑えることができる。

図1は、ハーグ出願にかかる手数料を表わした表である。

出願前に、指定する指定国、1つの国際出願に含める意匠の数、複製物の数を、出願コストと合わせて検討したい場合は、以下の自動計算ソフトを利用すると便利である。

（WIPO ホームページ 手数料自動計算ソフト）<sup>(3)</sup>

### 3. ハーグ出願の流れ

#### 3.1 国際出願

##### (1) 提出官庁と方法

図2は、ハーグ国際出願の手続きの流れを示すフローチャート図である。

ハーグ出願は、WIPO 国際事務局に直接提出する方法と、日本国特許庁を仲介して出願する方法がある。

国際事務局への直接出願には、「eHague」というオンラインツールを利用して提出する方法が推奨されている。2021年の統計では、世界の国際出願全体の99.7%がオンライン出願により提出されている。

日本国特許庁に出願する場合は、書面による提出のみが可能である。また、日本国特許庁に出願する場合、出願人は日本国民、又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあっては営業所）を有する外国人、に該当する必要がある。

#### (2) 国際出願日

国際出願日は、出願日認定の要件を満たせば、国際事務局に直接出願する場合は、国際事務局が出願書類を受理した日である。自国の官庁を仲介して出願した場合は、所定の方法により決定される。原則各指定国においての出願日となる国際登録日は、国際登録の要件を満たせば、原則、国際出願日と同じ日になる。

#### 3.2 方式審査

出願書類が国際事務局で受理されると、約1週間方式審査が開始される（2022年現在）。提出された出願書類が、ハーグ協定の規則に則っているかについて

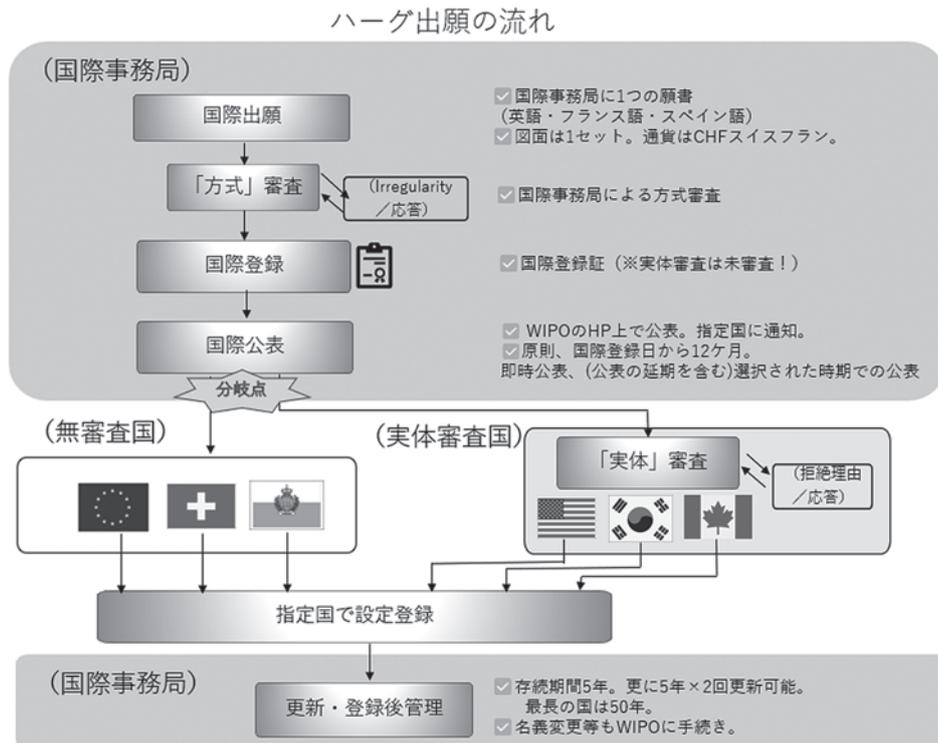


図2 ハーグ出願の流れ

審査される。ここで、方式に不備があると、方式不備の通知が、出願人又は代理人に送られる。出願人又は代理人は、方式の不備を解消するために国際事務局に応答することができる。

### 3.3 国際登録

方式審査を経て、ハーグ協定の規定を満たす国際出願、及び、適正に不備を補正した国際出願は、直ちに国際登録される。

### 3.4 国際公表

国際登録は、原則、国際登録日から12ヶ月で、WIPOのホームページ上、国際意匠公報 (International Designs Bulletin) にて国際公表される。即時公表、(公表の延期を含む) 選択された時期での公表を申請することも可能である。

国際公表をもって、国際登録の内容が指定国に通知される。国際公表は、その後の手続において、無審査国と実体審査国で、出願が進むコースの分岐点となる。

### 3.5 指定国での保護の付与

無審査国においては、国際事務局の方式審査の結果を受け入れ、ほぼそのまま各国で国際登録に係る意匠の保護が認められる。

一方、実体審査を行う国においては、通常、国際公

表から実体審査が開始する。実体審査において、拒絶理由が発見された場合、各指定国官庁は、拒絶の旨を国際事務局に通報する。国際事務局は、当該通報を国際登録簿に記録し、その写しを出願人又は代理人に送付し、拒絶があった旨の公報を発行する。

指定国からの拒絶の通報は、国際意匠公報に掲載され、各種データベースに反映されることから、注意が必要である。

出願人が、拒絶の通報に対し応答する場合は、国際事務局宛てではなく、直接各国官庁に応答する。拒絶理由が発見されない場合、また拒絶理由が解消されると、各指定国で意匠の保護が認められる。

#### (1) 意匠の単一性

ハーグ制度においては、先に記載したように100までの意匠を1つの国際出願に含めることができる。これは、欧州連合をはじめ欧州の国のシステムに親和性のあるメカニズムである。しかし、近年の加盟国には、米国、ロシア、中国等、その国内法において1出願に1意匠のみを含むことができる制度を採用している国もある。これらの国は、ジュネーブ改正協定に基づき、意匠の単一性を要求する旨を宣言している (ジュネーブ改正協定第13条(1))。この宣言を行うことにより、指定国では、分割出願等を通じて1出願に当該国が国内法により定めるところの「単一」の意

匠のみを含むまで、国際登録の効果を拒絶することが可能になる。

もともと、ジュネーブ改正協定は、意匠の単一性の要求を宣言している国を指定国に含む場合も、複数の意匠を含む国際出願を行う出願人の権利を制限していないため、国際出願自体を行うことはできる。更に、意匠の単一性の要求を宣言している国を指定国に含み、かつ、複数の意匠を含む国際出願を行っても、国際事務局の方式審査で不備とされることも無い。そのため、国際出願後、国際登録された意匠が、指定国で

どのように取り扱われるかを、出願人が事前に検討しておくことは有用である。指定国の組み合わせ、意匠の数、種類を検討し、最適な選択肢を選択することは、これからのハーグ制度利用に、より一層重要な準備の一つとなる。

WIPO のホームページでは、1つの国際出願に複数意匠を含む場合のガイダンスを提供している。表1は、複数意匠を1国際出願に含む場合の、関連する締約国による例と推奨リストを示している。

(WIPO ホームページより、“Guidance on including

表1 “Guidance on including multiple designs in an international application” 中、国別比較リストの参考訳 (WIPO 日本事務所作成)

複数意匠を1国際出願に含む際のガイダンス  
関連する締約国による例と推奨リスト

| 例                         | 第13条(1)に基づく単一性及び他の要求の宣言 |    |    |     |    |     |    |    |     |     | 関連意匠 |    |
|---------------------------|-------------------------|----|----|-----|----|-----|----|----|-----|-----|------|----|
|                           | CN*                     | EE | KG | MX* | RO | RU* | SY | TJ | US* | VN* | JP   | KR |
| (1) 異なる物品の異なる意匠           | ×                       | ×  |    | ×   | ○  | ×   |    |    | ×   |     | --   | -- |
| (2) 同じ物品の異なる意匠            | ×                       | ×  |    | ×   | ◎  | ×   |    |    | ×   |     | --   | -- |
| (3) 同一の意匠の異なる部分に関する権利要求   | ○                       | ○  |    | ×   | ○  | ×   |    |    | ×   |     | ◇    | -- |
| (4) 色違い                   | ○                       | ◎  |    | ◎   | ◎  | ◎   |    |    | ○   |     | ◇    | ◇  |
| (5) 主要部以外の表面装飾の相違         | ○                       | ◎  |    | ◎   | ◎  | ○   |    |    | ○   |     | ◇    | ◇  |
| (6) 比率の違い                 | ◎                       | ◎  |    | ◎   | ◎  | ○   |    |    | ○   |     | ◇    | ◇  |
| (7) 繰返要素の回数の違い            | ○                       | ◎  |    | ◎   | ◎  | ○   |    |    | ○   |     | ◇    | ◇  |
| (8) 細部の些末な違い              | ◎                       | ◎  |    | ○   | ◎  | ○   |    |    | ○   |     | ◇    | ◇  |
| (9) 形状が同一で、グラフィック表現が異なる   | ○                       | ×  |    | ◎   | ◎  | ◎   |    |    | ○   |     | ◇    | ◇  |
| (10) 複数の意匠で表現される組物の意匠     | ○                       | ×  |    | ×   | ◎  | ◎   |    |    | ×   |     | --   | -- |
| (11) 1つの意匠を複数の図で表現した組物の意匠 | ×                       | ○  |    | ◎   | ×  | ◎   |    |    | ○   |     | --   | -- |

-- 意匠の単一性 (1つの出願に、複数の意匠を含むことの許容性)

◎: 許容される可能性あり。 ○: ケースによる。 ×: 拒絶が予想される。

CN: 中国\*; EE: エストニア; KG: キルギスタン; MX: メキシコ\*; RO: ルーマニア; RU: ロシア\*; SY: シリアアラブ共和国; TJ: タジキスタン; US: アメリカ合衆国\*; VN: ベトナム\*

\*これらの締約国のいずれかの官庁が、宣言で通知した要件違反につき、拒絶を通知した場合、該当する要件に反する余分の意匠は、当該官庁の定める手続きにより、国際登録から削除する必要があります。

中国に関する注意: 願書に、同じ製品の「類似する意匠」を2つ以上含む場合、意匠の総数は10を超えることができない。出願人は、願書に記載された複数の意匠のうち、他の全ての意匠に類似する1つを「主意匠」として指定する必要がある。

-- 本意匠の表示 (および関連意匠の表示)

◇: 必要になる場合がある (ケースによる) --: 不要

JP: 日本; KR: 韓国;

これら官庁による記述は、一般的な性質のものであり、このガイダンスに掲載した特定の例を参照していないことにご注意ください。

multiple designs in an international application”)<sup>(4)</sup>

### 3. 6 更新・維持管理

国際登録は、国際登録日から5年間存続する。その後、更新手続きと更新料の納付を条件に、5年ずつ更新できる。

存続期間は、ジュネーブ改正協定では15年間と規定されている。ただし、この15年よりも長い期間、権利の保護を認める指定国においては、適用される最長保護期間まで、5年ずつ更新可能である。更新手続きは、国際事務局に対して、一括で手続きする。

住所、名称変更、名義変更他、登録後管理の手続きも国際事務局に対して、一括で行う。

## 4. ハーグ制度の近年の改正点

### 4. 1 制度等改正の変遷—2016年-2022年

ハーグ制度は、2つの改正協定で構成され、それらの協定の適用は共通規則、実施細則で補足されている。近年、ユーザーのニーズと時代の変化に合わせ、上記規則／細則も絶え間なく変化を続けている。以下に、日本がジュネーブ改正協定に加盟した2015年から現在までの変更事項を時系列でまとめた。改正協定

についての事項は[協]とし、共通規則を[共]、実施細則を[細]とそれぞれカッコで略記した。更に、加盟国の動きのうち主なものを[加]とし、eHagueを含むWIPOへの出願システムや、DASに関する変更等を[シ]として加えた。

表2中、2019年共通規則の改正[共]では、出願時、代理人選任の委任状の提出が不要になった。ただし、出願後に新たに選任された代理人の場合は、従来通り委任状を提出して代理権を証明することが必要である。翌2020年、新型コロナウイルスによるパンデミックの影響を受け、国際事務局からの郵送の通知はストップした。国際事務局と、出願人、代理人との連絡を安全に確保するため、2021年共通規則の改正[共]では、電子メールアドレスの記載が必須になった。出願時においては、出願人及び（代理人が選任されている場合には）代理人の電子メールアドレスも記載する必要がある。名義変更時においては、新たな名義人、及び（代理人が選任されている場合には）新たな代理人の電子メールアドレスの記載も必須である。

2022年1月の共通規則改正[共]では、国際公表の時期に関する改正が行われた。これにより、改正前は、原則、国際登録日から6ヶ月経過後に国際公表さ

表2 日本加盟以降のハーグ制度の改正点と変遷

|       |   |          |
|-------|---|----------|
| 2016年 |   |          |
| [協]   | 1934年ロンドン改正協定終了。                                  |          |
| [加]   | 韓国特許庁に提出する優先権証明書を、願書に添付して国際事務局（以下、IB）経由でも提出可能となる。 |          |
| [加]   | シンガポールが公表の延期を認めない、から、出願日から18ヶ月まで認めるよう宣言変更。        |          |
| [加]   | トルクメニスタン加盟。                                       |          |
| [加]   | 北朝鮮加盟。  |          |
| [シ]   | 不備の通知の受理と応答の提出がオンラインで可能になる。                       |          |
| 2017年 |   |          |
| [共]   | 電子的な通信不具合等を理由として、IB宛の手續を期限徒過した場合の救済規定が設けられる。      | 共通規則第5規則 |
| [加]   | カンボジア加盟。  |          |
| 2018年 |   |          |
| [加]   | ロシア加盟。  |          |
| [加]   | 英国が単一の加盟国として加盟。                                   |          |
| [加]   | カナダ加盟。  |          |
| [加]   | ベネルクス加盟完了。（ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ）                     |          |
| [シ]   | 願書にDASコードを記載する欄が追加される。                            |          |
| [シ]   | 意匠DASに参加（韓国、米国）。                                  |          |
| 2019年 |   |          |
| [共]   | 出願時の代理人の委任状が不要になる。                                | 共通規則第3規則 |
| [細]   | FAX通信の廃止。   | 細則第203節  |
| [加]   | 日本が要求する図面に関する宣言を取り下げ、図面の要件を緩和する。                  |          |

ハーグ制度の概要と近年の変容

|        |  |                 |
|--------|--|-----------------|
| [加]    | サンマリノ加盟。   |                 |
| [加]    | ベリーズ加盟。  |                 |
| [加]    | ベトナム加盟。  |                 |
| [シ]    | カナダ DAS に参加。   |                 |
| 2020 年 |  |                 |
| [加]    | サモア加盟。   |                 |
| [加]    | イスラエル加盟。   |                 |
| [加]    | (ブレグジット) 英国の欧州連合脱退に伴い、欧州指定を含むハーグ出願/登録に経過措置が設けられる。              |                 |
| [加]    | 日本の最長保護期間が、日本の設定登録日から 20 年→国際登録日から 25 年に変更。                    |                 |
| [加]    | メキシコ加盟。  |                 |
| [加]    | スリナム加盟。  |                 |
| [シ]    | 新型コロナウイルスの影響により、IB から全ての紙の通知の発行を停止する。                          |                 |
| [シ]    | 新型コロナウイルスの影響による、IB 宛の手続きの期限徒過の救済手段を開始する。各官庁においても、期限徒過の救済が開始する。 |                 |
| [シ]    | 意匠 DAS に参加。(日本、欧州、ノルウェー、イスラエル、オーストリア、メキシコ、フランス、IB)。            |                 |
| 2021 年 |  |                 |
| [共]    | 代理人、出願人、名義変更後の新名義人、新代理人の電子メールアドレスが必須記載項目になる。                   | 共通規則第 3、7、21 規則 |
| [加]    | 日本が、意匠の単一性の要求に関する宣言を取り下げる。                                     |                 |
| [加]    | ベラルーシ加盟。   |                 |
| [加]    | スペインが、保護付与の通知を自動で作成・送付するようになる。                                 |                 |
| [加]    | 日本国特許庁に提出する優先権証明書、新規性喪失の例外証明書を、出願時に願書と共に提出できるようになる。            |                 |
| [シ]    | eHague 上で、出願機能に、更新の E-Renewal 機能が統合される。                        |                 |
| [シ]    | ハーグシステムから送付される電子通知のダウンロード期間が 3 月から 6 月に延長される。                  |                 |
| 2022 年 |  |                 |
| [共]    | 公表時期に関する改正、国際登録日から 6 月→12 月。                                   | 共通規則第 17 規則     |
| [共]    | 新型コロナウイルス等を理由として、共通規則に定める期限徒過の救済規定が設けられる。                      | 共通規則第 5 規則      |
| [共]    | 譲受人の申請による名義変更の証拠書類が緩和される。                                      | 共通規則第 21 規則     |
| [細]    | 書類にテキスト署名が可能になる。   | 細則第 202 節       |
| [細]    | 氏名、住所、連絡先としての電子メールアドレスの記載について細則を整理する。                          | 細則第 301、302 節   |
| [細]    | 公表前の放棄、限定の請求期限について明記する。  | 細則第 601 節       |
| [加]    | ジャマイカ加盟。   |                 |
| [加]    | 中国加盟。  |                 |
| [加]    | モロッコ加盟。  |                 |
| [シ]    | IB によるハーグ出願の優先権書類の紙発行を中止し、PDF で発行する。                           |                 |
| [シ]    | アイルランド、トルコ、中国 DAS に参加。   |                 |
| [シ]    | eHague に代理人に関する変更申請機能、ワークベンチ機能が追加される。通知のダウンロードに期限が無くなる。        |                 |

注) DAS には、取得庁、提供庁、特許、意匠、商標、対象の出願の種類別の参加があり、詳細は DAS 参加庁一覧をご参照ください。  
[https://www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/](https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/)

れていたところ、2022 年 1 月以降の国際出願日を有する国際出願からは、原則、国際登録日から 12 ケ月経過後に国際公表されることとなった。この改正時に、任意の時期による公表、及びデフォルト公表期間中の即時公表（いわゆる早期公表）の請求も選択肢に加えられた。改正以前と同様に、即時公表、指定国が許容すれば 30 ケ月までの公表延期も選択できるため、

出願人にとっては公表の時期を、より任意にコントロールすることが可能になった。

また、同じく 2022 年 1 月の共通規則改正 [共] で、新名義人による名義変更の申請に関し、提出する証拠書類の要件が緩和された。改正前は、新名義人による名義変更の申請があった場合、元の名義人の締約国の管轄する官庁が発行する証拠書類の提出が必要であっ

たものが、改正後は、当該新権利者が名義人の承継人であると認める証拠となる文書が添付されていればよいとされ、新名義人による名義変更の申請の場合でも、当事者間の譲渡証等で、新たな名義人であることを証明できれば足りるようになった。元の名義人による名義変更の申請の場合は、共通規則の改正前も改正後も変わらず、証拠書類の提出は不要である。

また、システム面では、優先権書類の電子的提出を可能とする DAS (Digital Access Service) の参加国が加速的に増加した。表 2、2020 年 [シ] では、日本、欧州他数カ国が意匠の優先権書類に関し DAS 参加を開始した。日本の意匠出願を基礎にハーグ出願をする場合、出願時に日本の基礎出願の DAS コードを願書に記載することで、DAS に取得官庁として参加している指定国は、DAS システムを通じて電子的に優先権書類を取得できるようになった。元来、ハーグ加盟国で、一律に優先権書類の提出を求める国／政府間機関は少数派ではあったが、国際意匠出願に関し、優先権書類提出に関わる手続きは、この数年で非常に簡便になった。補足だが、DAS を利用する場合の、第一国出願の出願番号の記載フォーマットは DAS コードの提供庁ごとに異なるが、提供庁が発行したフォーマットと少し違うだけで、取得庁が優先権書類を取得する際、エラーが生じ取得できない例もあったため、DAS を利用する際は、出願番号を含む優先権情報を正確に記載するようご留意願いたい (日本特許庁ウェブページをご参照)<sup>(5)</sup>。

加えて特筆すべきは、ハーグ協定加盟国の増加と、ハーグ協定加盟国の構成の変化である。日本の加盟に先立ち、2014 年に韓国が加盟し、2015 年には、日本と米国が同日に加盟した。その後も、2018 年 [加] ロシア、カナダ、2020 年には [加] メキシコと、続々と実体審査国の加盟が進んだ。アジアの国では、シンガポール、ブルネイに続き、カンボジア、ベトナムが加盟した。

また、Brexit (英 EU 離脱) を控えた 2018 年 [加] には、英国が単一の国として加盟し、Brexit 後、欧州指定ではカバーできない英国における権利取得に、ハーグルートを利用する道を確保した。

そして 2022 年 [加] の 5 月 5 日には、中国の加盟が発効した。中国の加盟後は、日本からのハーグ出願において、願書の指定国にチェックを入れるのみで、所定の要件を満たせば、中国に直接出願したと同等の

効果を得ることができる。出願先としてのニーズも高い中国の待望の加盟により、ハーグ制度の魅力はより増してきている。

## 5. 加盟国のトピックス—中国

中国は 2022 年 2 月 5 日ジュネーブ改正協定を批准し、北京オリンピック開会式のタイミングでハーグ制度加盟が発表され、3 ヶ月後の 5 月 5 日、加盟が発効した。

中国の加盟は、日本国内からも長らく待たれていたところ、今回の加盟により、出願人の海外意匠権取得の選択の幅がより一層広がることとなろう。

ハーグ制度の指定国として中国をとらえた場合、どのような点に注意すべきか以下に確認していく。まず、中国の宣言事項は以下の通りである。

(WIPO 日本事務所ホームページ ニュースアーカイブより、“中国がハーグ制度に加盟”)<sup>(6)</sup>

ハーグ国際出願において中国を指定する場合、追加される必須の内容として、意匠の特徴について簡潔な説明を記載する (改正協定第 5 条 (2) (b) (ii))。省略する図面がある場合等はその説明を入れる。

中国は、個別指定手数料を徴取する (改正協定第 7 条 (2))。個別指定手数料は、1 出願につき、出願時 603 スイスフラン、第 1 回目 (5-10 年目) 更新時 1,117 スイスフラン、第 2 回目 (10-15 年目) 更新時 2,205 スイスフランである。

意匠の単一性を要求している (改正協定第 13 条 (1))。ただし、2 つの例外がある。1 つは、類似意匠で、同一製品について、類似する意匠であれば、10 を超えない範囲で、1 つの国際出願に含めても単一性違反とはならない (例：色違いの製品)。類似意匠を出願する場合は、願書に記載された複数の意匠のうち、他の全ての意匠に類似する 1 つを「主意匠」として指定する必要がある。もう 1 つの例外は、組物の意匠で、セットとして販売、使用される複数の商品に係る意匠の場合、単一性違反を構成しない (例：ティーカップとティーポットのセット)。

中国特許庁の審査の結果、単一性違反の拒絶理由通知を受けた場合、出願人は 4 ヶ月の応答期間が与えられ、国際登録を、単一の意匠、類似意匠、組物の意匠に限定することができる。残る意匠については、中国国内の分割出願とすることができる。この場合、ハーグ国際意匠の国際登録日は、分割出願の出願日として

確保される。分割出願については、各種手続きは、中国特許庁へ直接行う。

意匠を構成する特定の図の要件（共通規則第9規則(3)(a)）。

(1) 立体の意匠に関して、

(a) 意匠の本質的な特徴が製品の6つの側面に係る場合：出願人は正投影法による6面図を提出する。

(b) 意匠の本質的な特徴が、6つの側面のうちの1つのみ、または複数のみに係る場合：出願人は該当する側面の正投影図を提出し、残りの側面については、正投影図または斜視図のいずれかを提出する。（ただし、製品が使用される際に、側面が簡単に見えない、または全く見えない場合を除く。）

(c) 部分意匠の保護が可能である。

部分意匠の出願を行う場合は、追加で、部分意匠を含む製品全体の斜視図を提出する。

(2) GUIに関して、

(a) 全体意匠あるいは、部分意匠を出願できる。

(b) 全体意匠の出願で、意匠の本質的な特徴がGUIのみの場合、出願人は、実際の製品の、GUIを含む少なくとも1つの正投影図を提出する。

(c) 部分意匠の出願の場合、実際の製品の、GUIを含む正投影図を提出する。

(d) どのような電子機器にも適用できるGUIに関しては、出願人は、実際の製品を表示せずに、GUIの図のみを提出しても良い。

(e) 動的GUIの場合、出願人はGUIの最初の状態を正面図として示す正投影図を提出する必要がある。以降の状態については、出願人はGUIの主要なフレームの図を変化の状態に関する図として提出できる。提出される図は、動的GUIの完全な変化のプロセスを定義するのに十分でなければならない。

中国を指定する場合は、図面に凡例（正面図、背面図等）を表示することが推奨される。

拒絶通報期間の12か月への延長（共通規則第18規則(1)(b)）。

ハーグ協定上の所有権変更の効果を中国に及ぼすためには、中国特許庁に補足書類を提出しなければならない（改正協定第16条(2)）。

また、中国政府から別段の通知がない限り、ジュネーブ改正協定は、中国の香港特別行政区またはマカオ特別行政区には適用されない。

新規性喪失の例外規定がある。出願前に意匠を開示した場合でも、例外的に新規性を喪失しない場合として、中国政府が企画あるいは認証した国際展示会において意匠を開示した場合、または、所定の学術・技術会議で、初めて意匠を開示した場合が挙げられる。開示行為から出願まで、認められるグレースピリオドは、6ヶ月である。ハーグ出願時に中国に対して新規性喪失の例外適用を申請する場合、ハーグ願書の第15欄にその旨を記載し、(Annex II様式)を用いて証拠書類を提出できる。あるいは、国際公表の日から

DESIGNS IN APPLICATIONS BY DESIGNATED OFFICE

指定国：中国

出願国別ハーグ国際出願（意匠数）

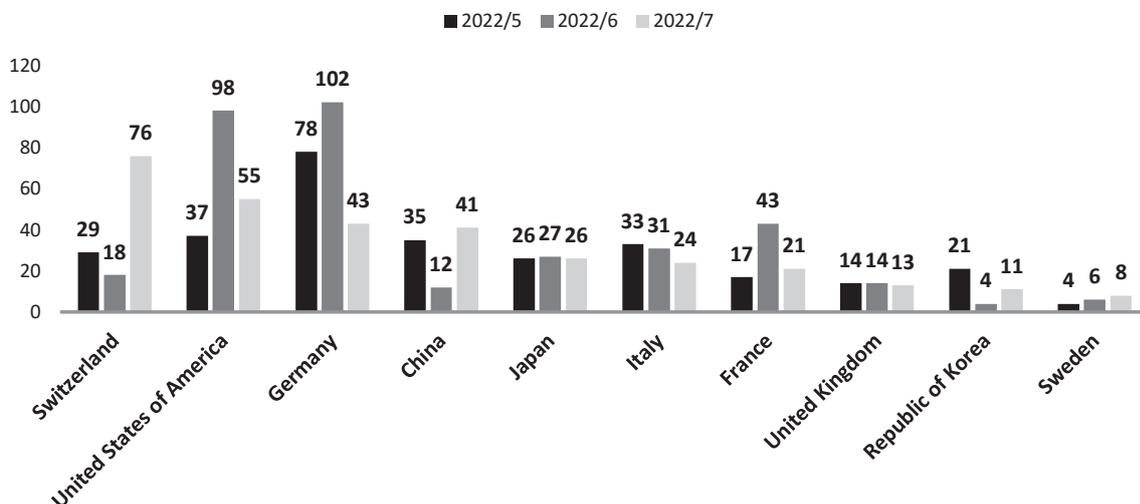


図3 中国を指定したハーグ出願の出願国別グラフ（意匠数）WIPO Data Center より抽出。  
(加盟国中国に関連する情報のサイト)<sup>(7)</sup>

2ヶ月以内に、中国特許庁に直接提出することもできる。この場合、中国に住所が無い出願人は、現地代理人を任命する必要がある。

中国は優先権書類の電子的交換に関する WIPO が管理する DAS システムに参加していることから、日本国特許庁が発行した優先権書類を DAS を利用して入手するよう請求することが可能である。また、中国に対しては、出願時に Annex V (様式) に添付して、書面の優先権書類を提出することもでき、更に、国際公表日から3ヶ月以内に、直接中国特許庁に提出することもできる。

中国で登録されると、中国の登録番号が付され、中国国内のオンライン上で再度公報が発行される。書誌事項は中国語で、内容の記載事項は英語である。

その他、主な特徴は、以下の通りである。

- ・意匠の保護期間は15年である。
- ・世界公知基準の新規性審査を含む実体審査を行う。

- ・連絡言語は、英語である。
- ・公表の延期は、30ヶ月まで可能である。
- ・創作者を表示することが推奨される。

既に、日本からも中国を指定したハーグ出願が行われている(図3)。

なお、中国は2022年の新規加盟国である為、中国指定に関する情報が新たに追加されれば、追ってWIPOのホームページ等で公開される。最新情報をご確認いただきたい。

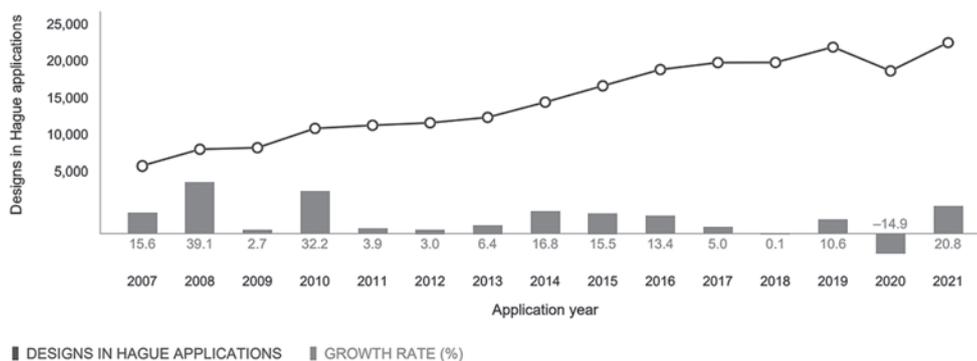
## 6. ハーグ制度の利用状況

ハーグ制度は、どの程度利用されているのか。5月に発表されたハーグ制度についての年報、Hague Yearly Review 2022によれば、以下のような状況が示されている。

まず、世界全体のハーグ制度を通じた出願意匠数だが、一昨年2020年には、コロナ禍1年目の影響で前

**Following a steep decline in 2020, designs contained in international applications increased by over one-fifth (20.8%) in 2021.**

2. Number of designs contained in international applications, 2007-2021



Source: WIPO Statistics Database, February 2022.

図4 2007年—2021年の国際出願に含まれる意匠数

(WIPO ホームページより引用 Hague Yearly Review 2022)<sup>(8)</sup>

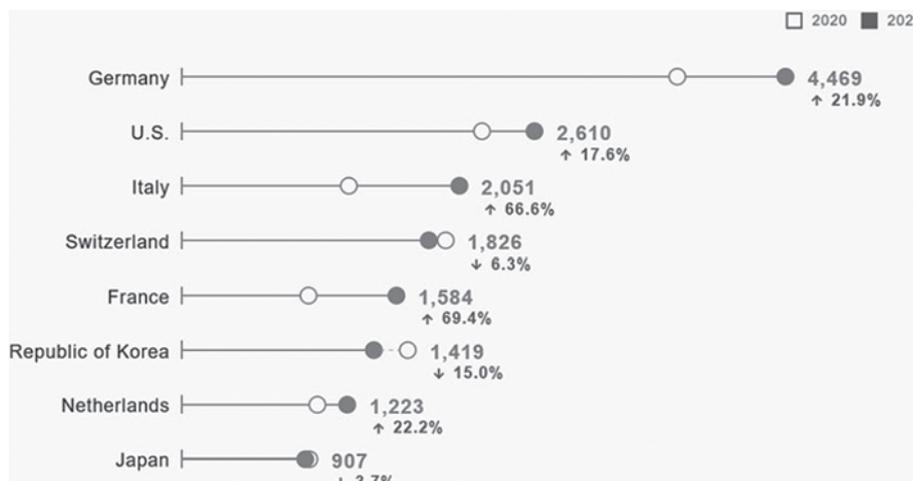


図5 2021年国際出願に含まれる意匠数国別グラフ

(WIPO ホームページより引用)<sup>(9)</sup>

年比 15%程の減少を示していたところ、2021 年はその反動に留まらず前年比で 20.8%増加した（図 4）。

国ごとでは特に、フランス（前年比 69.4%）とイタリア（前年比 66.6%）が、ともに大きく増加した。一方、日本からの出願は、2020 年にコロナ禍の影響を受けて減少し、更に 2021 年も前年比 3.7%減少した（図 5）。

図 6 は、非居住者による、ハーグ加盟国に対する意匠出願の、出願ルート比率を、国別に表している。EU（16.1%）と US（16.7%）に対する出願は、ハーグルートによる出願の比率が最も低い。EU 出願では 27 カ国をカバーしていることから、単独で直接出願をするケースも多いと思われるが、ハーグ出願ではほ

ぼ 100%の登録査定率であり、現地代理人費用等に鑑み EU のみを指定する場合でもハーグ出願を利用するケースも多い。更に英国やスイス等も指定する場合には、ハーグ出願のメリットもより大きくなると思われる。

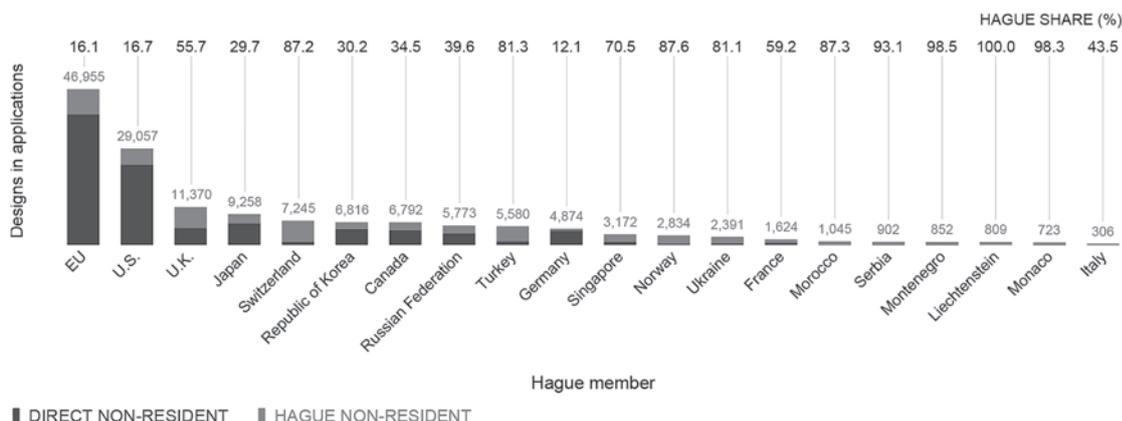
また、2022 年度の Hague Yearly Review は、指定国からの通知を特集している。指定国からの通知は、保護付与の通知、拒絶、無効通知、第二段階の料金納付案内、料金未納付による取消し等を含む。

以下は、2018 年-2020 年の締約国別の通知の内訳である。

図 7 は、2018 年から 2020 年におけるハーグの指定国トップ 20 ケ国から、ハーグ登録について国際事務

**The EU, Germany and the U.S. had the lowest Hague share of non-resident filings in 2020.**

25. Non-resident application design counts by filing route for selected Hague members, 2020

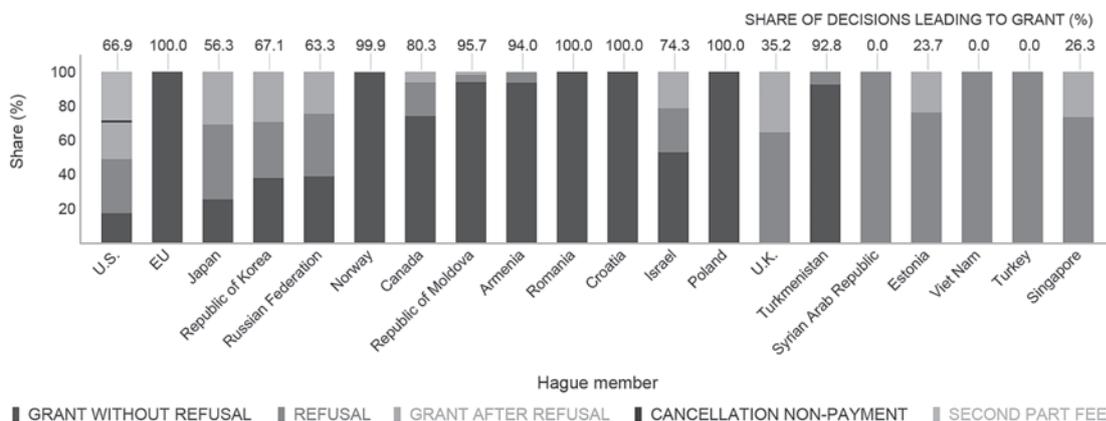


Note: Direct application data are available only up to 2020, therefore 2021 Hague designation data are not reported. The direct route refers only to applications filed directly with national or regional IP offices of Hague members. The Hague route refers to designations received by offices via the Hague System. For the sake of simplicity, such designations are referred to as applications received via the Hague route.

Source: WIPO Statistics Database, February 2022.

図 6 2021 年の非居住者による意匠出願の、出願ルート比率、国別  
(WIPO ホームページより引用 Hague Yearly Review 2022)<sup>(10)</sup>

**S8. Decisions communicated to the IB by the top 20 designated offices, 2018–2020**



Source: WIPO Statistics Database, March 2022.

図 7 指定国トップ 20 ケ国から国際事務局への通知の内訳 2018-2020  
(WIPO ホームページより引用 Hague Yearly Review 2022)<sup>(11)</sup>

局への通知の内訳を表わしたグラフである。色分けされた内訳は、拒絶なしの許可（GRANT WITHOUT REFUSAL）、拒絶（REFUSAL）、拒絶後の許可（GRANT AFTER REFUSAL）、料金不払いによる取り消し（CANCELLATION NON-PAYMENT）、第二段階の手数料通知（SECOND PART FEE）、である。

EU から発行される通知は、100%が保護付与の通知である。

米国から発行される通知の内訳を見ると、下から、拒絶なしの許可、拒絶、拒絶後の許可があり、若干の料金不払いによる取り消しを挟み、第二段階の手数料通知の順に表示されている。2018年-2020年の、米国を指定したハーグ登録については、拒絶なしの許可と、拒絶を比較すると、第1回オフィスアクションのおおよその割合を見て取ることができる（第2回以降の拒絶は、官庁と出願人との間で直接やり取りされ、国際事務局には通知されない）。この拒絶には、実体的拒絶理由に加え、選択指令や、軽微な不備も含まれると見ることができる。拒絶が約2/3、拒絶なしで登録が1/3で、その後、拒絶の半数以上は、拒絶後の登録として、後に登録となっている。米国について、最終的に許可となる通知の割合は、66.9%である。

## 7. オンラインツール

ハーグ制度を利用する際には、出願する先の指定国の情報をいかに収集するかも重要なポイントとなる。

- ・ハーグ加盟国情報（Hague System Member Profiles）

WIPO は、ハーグ加盟国より提供された情報を、ユーザーがカスタマイズして取得できるツール、ハーグ加盟国情報（Hague System Member Profiles）をWIPO のホームページ上で提供している<sup>(12)</sup>（図8）。

まず、最初の画面で、加盟国を、公表の延期を認めない国／限定的に認める国、実体審査を行う国、DAS 加盟の有無等の基準で選択した国のみに絞って表示することができる。次の画面で、絞られた指定国について、どのような情報を取得するかを選択できる。掲載情報中、「指定国としての情報」の項目には、国内で再度公表を行うか、審査手続き、拒絶の応答期間、保護付与の効果、創作者に関する要求、官庁に対する手続きの代理、国内での分割出願について、等の情報を得ることができる。検索した結果は、PDF フォーマットまたは Excel フォーマットで保存することができる。掲載情報中、「一般情報」の項目には、宣言事項、加盟時とそれ以降の変更事項についてお知らせする Information Notice、国内法令情報へのリンクが含まれている。このように、複数の指定国について要約した情報を比較しながら利用することもでき、また、元となる条文や、宣言内容を詳細に確認することもできる。

- ・ハーグエクスプレス（Hague Express）<sup>(13)</sup>
- ・グローバルデザインデータベース（Global Design Database）<sup>(14)</sup>（図9）

上記2つは、WIPO が提供する意匠の無料データベースである。両者の違いは、ハーグエクスプレスが

図8 ハーグ加盟国情報

ハーグ登録に絞って収録しているのに対し、グローバルデザインデータベースが、ハーグ国際登録に加え38参加庁が提供する国内公報も併せて収録している点である。用途によって、使い分けていただくことができる。図9の検索方法は、①左上の検索画面で、検索項目を入力し、②右上のフィルター画面で絞り込み、③下の検索結果画面で結果を確認する構成となっている。

検索フィールドに入力できる条件は、(製品名、ロカールノクラス、意匠の説明など)意匠の情報、氏名又は名称、各種番号、日付、国、優先権情報等がある。絞りメニューは、ソース公報、ステータス、指定国、

ロカールノ分類、登録年、有効期限、名義人等があり、チャート表示や世界地図表示など、表示方法を変えることができる。検索結果をPDFフォーマットやExcelフォーマットでダウンロードすることも可能である。また、グローバルデザインデータベースは、欧州特許庁の意匠データベース、Design Viewと連動しており、「Design View」というリンクボタンをクリックするのみで、グローバルデザインデータベースで検索した検索式で、Design Viewからも検索することができる。

・国際意匠公報 (International Design Bulletin)<sup>(15)</sup> (図10)

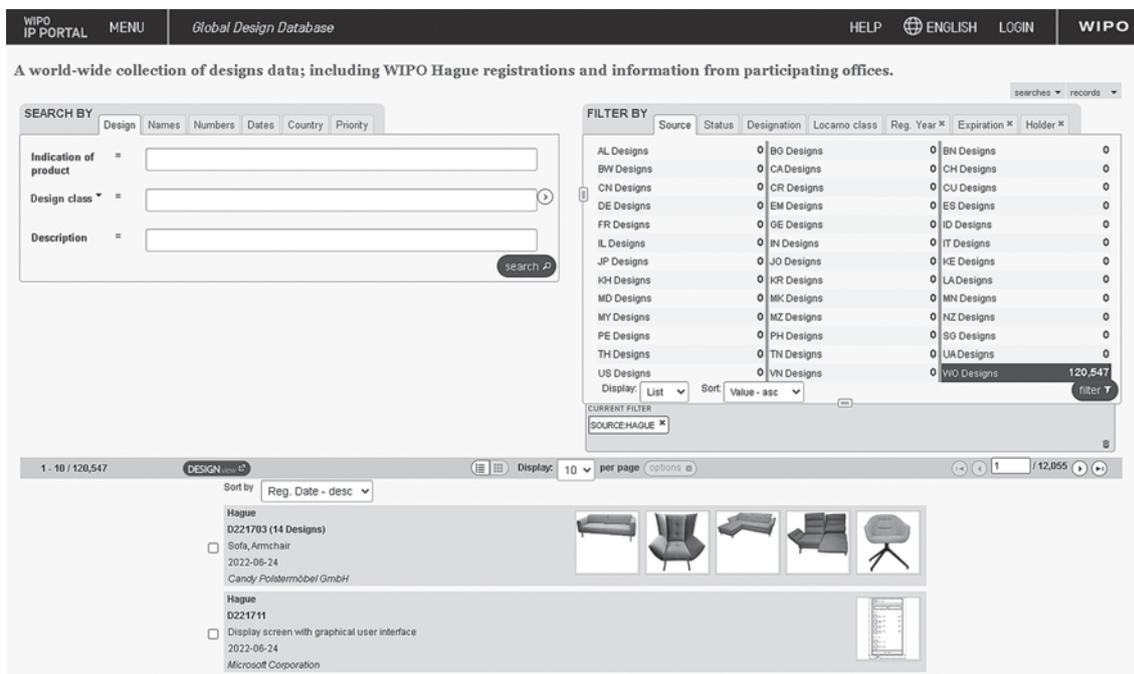


図9 Global Design Database

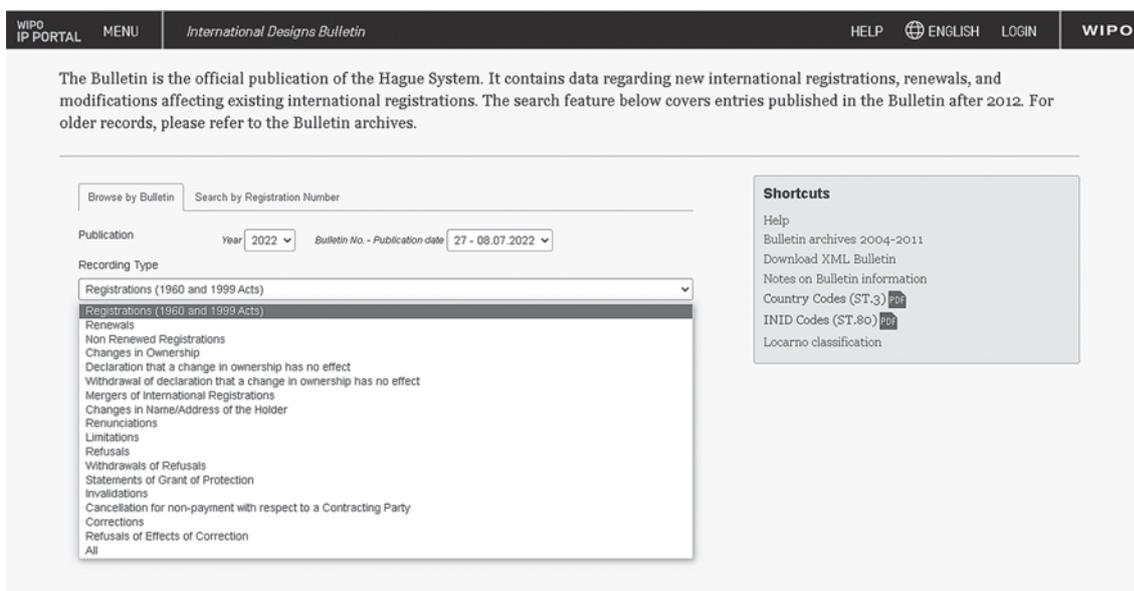


図10 国際意匠公報

ハーグ制度を通じた国際出願が、方式審査を経て登録されると、WIPOのホームページ上で国際意匠公報が発行される。国際意匠公報に掲載される情報には、国際登録、更新、名義変更、住所氏名変更、拒絶、保護付与、更正等がある。

2022年度の年次総会では、2023年4月1日から、代理人情報の変更も公報に掲載する旨の共通規則改正が採択された。

・ハーグ制度情報キット<sup>(16)</sup>

ハーグ制度について情報をビジュアル的に分かりやすくまとめた、情報キットである。

各種情報は常に追加、アップデートされるので、随時ご確認の上、ご利用いただきたい。

#### (注)

- (1) WIPO ホームページ ハーグ協定加盟国 <https://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/hague.pdf>
- (2) 日本国特許庁ウェブサイトより引用 手数料表 [https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/hague\\_fee\\_2016.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/hague_fee_2016.html)
- (3) WIPO ホームページ 手数料自動計算ソフト <https://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>
- (4) 複数意匠を含む場合のガイダンス  
[https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/docs/hague\\_system\\_guidance\\_multiple\\_designs.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/docs/hague_system_guidance_multiple_designs.pdf)
- (5) 日本国特許庁ウェブサイト DAS の出願番号記載の注意点  
<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/sanka.html>
- (6) WIPO 日本事務所ホームページ ニュースアーカイブより、“中国がハーグ制度に加盟”  
[https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2022/news\\_0009.html](https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2022/news_0009.html)
- (7) 加盟国中国に関連する情報のサイト
  - ・ China Patent Law (as in force since June 1, 2021) <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/21027>
  - ・ China Patent Law (English version)  
<http://www.npc.gov.cn/englishnpc/c23934/202109/63b3c7cb2db342fdadacdc4a09ac8364.shtml>
  - ・ Implementing Regulations and Examination Guidelines <https://wipolex.wipo.int/en/text/182267>
  - ・ Publication of international registrations by CNIPA <http://epub.cnipa.gov.cn/>
  - ・ Official list of representatives allowed to practice before CNIPA <http://dlgl.cnipa.gov.cn/txnqueryAgencyOrg.do>
  - ・ WIPO ホームページ ハーグ制度 Q&A 「中国指定について」 [https://www.wipo.int/hague/en/faqs.html#designating\\_china](https://www.wipo.int/hague/en/faqs.html#designating_china)
- (8) WIPO ホームページ Hague Yearly Review 2022 P.23 <https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4601&plang=EN>
- (9) WIPO ホームページ 2021年国際出願に含まれる意匠数国別グラフ [https://www.wipo.int/hague/en/news/2022/news\\_0009.html](https://www.wipo.int/hague/en/news/2022/news_0009.html)
- (10) WIPO ホームページ Hague Yearly Review 2022 P.39 <https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4601&plang=EN>
- (11) WIPO ホームページ Hague Yearly Review 2022 P.12 <https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4601&plang=EN>
- (12) WIPO ホームページ ハーグ加盟国情報 (Hague System Member Profiles) <https://www.wipo.int/hague/memberprofiles/>
- (13) ハーグエクスプレス (Hague Express) <https://www3.wipo.int/designdb/hague/en/>
- (14) グローバルデザインデータベース (Global Design Database) <https://www3.wipo.int/designdb/en/>
- (15) 国際意匠公報 (International Design Bulletin) <https://www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en>
- (16) ハーグ制度情報キット <https://www.wipo.int/hague-system-information-kit/ja/index.html>

(原稿受領 2022.7.22)

## 8. おわりに

日本加盟以降の変遷を振り返ってみても分かるように、ハーグ制度は、現実が変わってきており、また今後も進化を続けるであろう。既に活用している利用者、初めて或いは久しぶりにハーグ制度を通じて出願する利用者も、いざハーグ制度を検討する際には、希望する加盟国が加盟していないか、制度の仕組みがどうなっているか、締約国の宣言事項等を、今一度ご確認されることをお勧めする。

かつて持たれていた印象の制度とは異なる、新たな利用価値が発見されるかもしれない。

#### (参考資料)

・ 瓜本忠夫、大熊雄治、ヴァンワウ雅美著「ハーグ国際意匠制度」発明推進協会発行 (2021年) P.187、他